

令和元年度

第9回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和元年12月13日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和元年度第9回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	3件
議案第5号	千葉県農用地利用集積計画(案)の決定について	14件
議案第6号	農用地利用配分計画(案)の意見について	2件
議案第7号	農地利用最適化推進委員の公募について	1件

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	4件
報告第2号	農地法第3条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第3号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	12件
報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	47件
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知について	3件
報告第6号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	17件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条)	2件
報告第8号	農地に該当しない土地の台帳からの除外(非農地決定通知)について	121件

<出席委員>（15名）

1 番 石 井 一 也	2 番 市 原 律 子
3 番 横 山 清 亮	5 番 清 宮 惠 理 子
6 番 齊 藤 憲 次	7 番 浅 川 政 明
8 番 長谷川 秀 明	9 番 高 橋 芳 和
10 番 竹 下 洋 一	11 番 秋 庭 重 樹
12 番 中 村 浩 道	14 番 伊 原 茂 久（職務代理者）
15 番 齊 藤 元 治	16 番 長谷部 衡 平（会 長）
17 番 梶 本 泉	

<事務局説明員>

事 務 局 長	松 浦 良 恵	次 長	岡 本 茂 之
次 長 補 佐	橘 菌 俊 朗	農地利用最適化推進班長	福 島 悟
農地保全班長	原 田 賢 一	農地審査班長	江 上 章 子
農地指導班長	根 本 幸 枝		

議 長
(長谷部会長)

開 会 (午前10時00分)

ただいまより、令和元年度第9回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中15人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 5番 清宮 恵理子 委員

議席番号 6番 齊藤 憲次 委員

のご両名にお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班
(伊原班長)

ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

お手元の資料1ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区中野町に在住の方が、義務者であります千葉県四街道市鷹の台に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、人参を予定しております。

次に第2項です。

お手元の資料2ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区大宮町に在住の方が、義務者であります若葉区大宮町に在住の方が所有する若葉区大宮町の農地を、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、そらまめ、サトイモ等を予定しております。

議長
(長谷部会長)

次に第3項です。

議案書の2ページをご覧ください。

お手元の資料3ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区武石町1丁目に在住の方が、義務者であります花見川区武石町1丁目に在住の方が所有する花見川区武石町1丁目及び幕張町4丁目の農地を、農業経営を承継するため所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ネギ、トマト等を予定しております。

次に第4項です。

お手元の資料4ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区千城台西1丁目に在住の方が、義務者であります若葉区貝塚町に在住の方が所有する若葉区貝塚町の農地を、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ふきを予定しております。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長

賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたし

(長谷部会長)	ます。 次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を上程いたします。 それでは、事前審査第１班班長、説明をお願いします。
事前審査第１班 (伊原班長)	ご説明いたします。 第１項です。 議案書の３ページをご覧ください。 お手元の資料５ページをご参照ください。 本案件は、貸車両置場用地とするものです。 申請土地は、千葉北インターチェンジから北に約４００メートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から５００メートル以内の農地で、１０ヘクタール未満の広がりであることから、第２種農地と判断しました。 被害防除は、ブロックを設置して、土砂の流出を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 事前審査第１班としましては、申請内容等に特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第１班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いいたします。
議場	——— 質問・意見なし ———
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第１班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長	賛成全員でございますので、議案第２号は、許可と決定いたし

(長谷部会長)

ます。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班
(伊原班長)

ご説明いたします。

議案第3号ですが、第1項から第4項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

第1項です。

議案書4ページをご覧ください。

資料は6ページから8ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、車両置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第2項です。

資料は9ページから11ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、大宮インターチェンジから北東に約4キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が混在しております。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に

該当し、認定済です。

次に第3項です。

議案書5ページをご覧ください。

資料は12ページから14ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、貸資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR土気駅から北東に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第4項です。

お手元の資料15ページから17ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、高田インターチェンジから西に約900メートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が混在しております。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定申請中です。

次に、第5項です。

議案書6ページをご覧ください。

お手元の資料18ページ及び19ページをご参照ください。

本案件は、宅地分譲用地の道路とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から北に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から１キロ以内の農地であることから、第２種農地と判断いたしました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透槽にて処理後、雨水管へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に、第６項です。

お手元の資料２０ページをご参照ください。

本案件は、宅地分譲用地に排水施設を整備するため、所有権を移転するものです。

申請土地は、京成学園前駅から北に約１．４キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から５００メートル以内の農地で、１０ヘクタール未満の広がりであることから、第２種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透槽にて処理後、雨水管へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に、第７項です。

議案書７ページをご覧ください。

お手元の資料２１ページをご参照ください。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、モノレール千城台駅から北東に約３キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地と判断しました。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定申請中です。

	事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。
梶本委員	第2項について、議案書では太陽光発電施設の発電出力について、47.2キロワットと記載されていますが、資料では75.6キロワットとなっています。 数値の意味について教えてください。
事務局	太陽光パネルが作り出す発電容量とパワーコンディショナーの容量を比較して小さいほうの値が経済産業省の認定通知に記載される発電設備の出力になります。
梶本委員	第6項についてですが、市街化区域内に宅地造成して、分譲住宅を作る計画です。この造成区域内に調整池を設ける計画なのか教えてください。本計画は調整区域内の水路に接続させる計画ですが、溢れて周辺の農地に被害が出るおそれはないのでしょうか。
事務局	本事業計画は調整池を設けず、排水を行う計画になっております。 雨水と汚水の排水については、下水道部門と確実に協議を終えたものしか許可が出ませんので、その点について問題はないものと判断しています。
梶本委員	図面を見た限り山裾に狭い水路があるように感じるのですが、ここは4メートルの幅があるのでしょうか。
事務局	4メートルを確保しています。 基準に基づいて計画されていることは確認がとれております。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方

	は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第３号は許可と決定いたします。 次に、議案第４号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。 事前審査第１班班長、ご説明願います。
事前審査１班 (伊原班長)	ご説明いたします。 議案書の８ページをご覧ください。 第１項、第２項は、千葉東税務署管内、第３項は、千葉西税務署管内の２０年経過予定案件です。 第１項です。 若葉区若松町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の畑１筆、面積３，８１６平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、１１月１１日の現地調査により、鈴木推進委員に確認していただきました。 第２項です。 若葉区小倉町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の田３筆、畑３筆、同区加曽利町の田３筆、合計面積５，９８８．３平方メートルについて、加曽利町の田３筆が山林化しているほかは、すべて自ら耕作の用に供していることを、１１月１１日の現地調査により、市原推進委員に確認していただきました。 第３項です。 花見川区天戸町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の田３筆、畑４筆、同区長作町の田１筆、合計面積６，８５５平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、１１月１８日の現地調査により、岩井推進委員に確認していただきました。 以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。

槇本委員

第2項の加曽利町の農地について、「一部山林」となっています。納税猶予を受けている農地は20年の農業経営が前提のはずです。

この「一部山林」となった面積分については、猶予された相続税額及び利子税について支払うことになるのでしょうか。

事務局

この調査は、20年間の営農により相続税の免除を迎える農地の現在の利用状況を確認し、報告するものです。

「一部山林」と今回報告することだけで、支払いが確定するわけではありません。

このことは税務署には確認しております。

その他の条件も含めて、税務署が個別に検討して判断するものです。

槇本委員

当該地が山林化するまで、現地確認や指導はしてきていないのでしょうか。

事務局

3年に1度「農業経営が引き続き行われている旨の証明」を必要とするケースではありませんので、3年に1度の農業委員会の現地確認はしていません。

これは相続の時期等によるものです。

20年営農での免除となる1年前に税務署から依頼を受けて農業委員会が現地確認をしているものです。

市全体の遊休農地の調査のなかで発見し、指導を継続すべき農地です。

本件については、本年度の遊休農地調査の実施にあたり、納税猶予を受けている土地として先んじて現地調査を行っており、その際に指導は行っております。

槇本委員

相続税を真っ当に払っている方との不公平が生じるため、厳密に行っていただきたいと思います。

議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。 次に、議案第5号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第5項から第11項までの権利者である法人について、〇〇〇〇委員が理事を務めておられます。 農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、はじめに、関係委員にご退室いただいた上で、第5項から第11項までを審議、採決し、その後、関係委員に再入室いただき、第1項から第4項まで及び第12項から第14項までを審議、採決することとします。 それでは、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。
関係委員	———— 関係委員退室 ————
議長 (長谷部会長)	それでは、第5項から第11項までについて、事前審査第1班長、ご説明をお願いします。
事前審査1班 (伊原班長)	ご説明いたします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 12ページをご覧ください。 第5項から15ページの第11項は、権利者が同一のため一括してご説明します。 緑区椎名崎町の農事組合法人が、緑区中西町在住の方、他7名の所有する同区中西町、落井町、椎名崎町、刈田子町の田15筆、合計面積33,908平方メートルに賃借権を設定するもので、

	設定期間は7年1か月、権利者の作付品目は「水稻」です。 本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。 事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をお願いします。
議場	——— 質問・意見等なし ———
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第1班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議長	——— 挙 手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第5項から第11項までについて、原案どおり決定いたします。 それでは、関係委員にご入室いただきます。
関係委員	——— 関係委員入室 ———
議長 (長谷部会長)	次に第1項から第4項、第12項から第14項について事前審査第1班長、説明をお願いします。
事前審査1班 (伊原班長)	ご説明いたします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 議案書の10ページをご覧ください。 第1項は、若葉区千城台南在住の方が所有する同区下田町の田

1筆、面積1,954平方メートルを同区大井戸町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻」です。

権利者は高齢ですが、息子さんが後継者となる見込みです。

第2項は、若葉区中野町在住の方が所有する同区和泉町の田1筆、面積3,275平方メートルを同区中野町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻」です。

11ページをご覧ください。

第3項は、若葉区加曽利町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する同町の畑3筆、面積3,212平方メートルに使用貸借権を再設定するもので、設定期間は2年、権利者の作付品目は「枝豆、カボチャ、トマトなど」です。

第4項は、若葉区小間子町在住の農家の方が、佐倉市西御門在住の方の所有する小間子町の畑2筆、合計面積6,941平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「ダイコン、トウモロコシ」です。

15ページをご覧ください。

第12項から16ページの第14項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件のため、一括してご説明します。

千葉県園芸協会が緑区平川町在住の方、他2名の所有する畑3筆、合計面積6,893平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第12項から第14項は、農地中間管理機構が作成する議案第6号の「農用地利用配分計画案」に基づいて、千葉県の認可を経て貸付けられます。

第1項から第14項の合計面積は、56,183平方メートルです。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。
議場	———— 質問・意見等なし ————
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第1班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙 手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第5号第1項から第4項、第12項から第14項は、原案どおり決定いたします。 次に、議案第6号「農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。 事前審査第1班長、ご説明をお願いします。
事前審査1班 (伊原班長)	ご説明いたします。 本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画案についての意見を求められたものです。 意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と担い手の貸借が成立します。 議案書の18ページをご覧ください。 第1項は、緑区平川町の畑1筆、面積2,000平方メートルを、いすみ市岬町和泉在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和11年12月31日までの約10年間、権利者の作付品目は「ニンジン、アスパラガス、サラダ用葉物など」です。 なお、権利者は、千葉市内への移住を予定しています。 第2項は、緑区下大和田町の畑2筆、合計面積4,893平方メートルを、大網白里市金谷郷在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和11年12月31日までの約10年間、権利者の作付品目は「落花生、アスパラ

	ガス」です。 事前審査第1班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第4項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。 議案第6号の説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をお願いします。
橋本委員	18ページの第1項です。 現在いすみ市に在住していて、千葉市に移住してくるというような説明でしたが、畑を5,836平方メートルお持ちになっていると聞いております。 これはいすみ市で持っている畑でしょうか。 仮にいすみ市でお持ちになっている5,836平方メートルを返して、平川町で2,000平方メートル借りるとなると下限面積要件に合致しないのではないのでしょうか。
事務局	議案書に記載いたしました5,836平方メートルのうち、3,336平方メートルにつきましては、先月の総会でお諮りした農地法第3条による所有権移転で既に権利者が所有権を移転して所有者になっているものになります。 それ以外の残りの部分がいすみ市でお持ちの面積になります。
橋本委員	3,336平方メートルは千葉市でお持ちになっていて、それに2,000平方メートルを加えると5,000平方メートルを超えますから下限面積要件はクリアできるということですね。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。 農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙 手 ————
議長	賛成全員でございますので、議案第6号は、「意見なし」と決定

(長谷部会長)

いたします。

次に、議案第 7 号「農地利用最適化推進委員の公募について」を上程いたします。

事務局、説明願います。

事務局

ご説明いたします。

議案書の別冊と書かれている資料をご覧ください。

1 ページをご覧ください。

本案件につきましては、令和 2 年 7 月 20 日の改選に伴い、農業委員会等に関する法律第 19 条の規定に基づき、農業委員会が公募することとされております農地利用最適化推進委員の公募を行うものです。

農業委員の公募につきましては、市長が募集することと同じく農業委員会等に関する法律第 9 条に規定されておりますので、今回の議案とはなっておりません。

内容といたしましては、先月 11 月の農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議でご説明させていただいたものと変更はございません。

募集人数につきましては 23 人で、現在と同じ人数となります。

千葉県農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例により、23 人と定められております。

担当区域につきましては 3 ページをご覧ください。

こちらの表の方に関しては、従来の町名ごとの地区に現在の地域グループ制を導入した形にいたしました。

グループ制となっておりますブロック、もしくは従来の担当地域での応募が可能な形としております。

町名については、1 区から 23 区まで変更はございません。

募集期間につきましては、面接などの選考の日程を考慮いたしまして、3 年前とほぼ同様の日程にはなりますが、令和 2 年 3 月 16 日から令和 2 年 4 月 15 日までといたしております。

委嘱期間につきましては、農業委員会の議決のあった日から令

和5年7月19日までの3年間です。

議決のあった日というのは、総会を7月20日に開催する予定でございますので、令和2年7月20日を予定しております。

5ページをご覧ください。応募書類ですが、区役所、農業委員会事務局、農政課、農政センターで配布する予定となっております。提出先につきましては、農業委員会事務局の方をお願いします。

提出方法は郵送または持参となっております。

広報につきましては、公募説明会を3月に予定しており、本庁・農政センターで2回ほど開催する予定となっております。市政だより、農業委員会だより、市のホームページなどにも掲載する予定です。

また、農政部や区役所などに応募要項を配布し、JA千葉みらいさんにも応募要項の配布をお願いすることになっております。

最後に参考として、農地利用最適化推進委員募集の案内と、農業委員募集の案内を記載しております。

こちらに用紙などがついた形で区役所の窓口、農業委員会の窓口などで入手できるような形となっております。

議案第7号の説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事務局からの説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

事務局の説明のとおり、農地利用最適化推進委員を公募することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、原案どおり決定いたします。

事務局

以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から8号までを一括して上程いたします。

事務局より説明願います。

報告案件についてご説明いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の20ページまでに4件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の21ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」は、許可処分を受けた当事者が当該許可処分の取消を受けようとするもので、1件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、取消許可指令書を交付いたしました。

議案書の22ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の23ページまでに12件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の24ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の30ページまでに47件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の３１ページをご覧ください。

報告第５号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、３件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の３２ページをご覧ください。

報告第６号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、議案書の３４ページまでに１７件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行った結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の３５ページをご覧ください。

報告第７号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第５条）」は、２件ございました。

内容につきましては、１１月の総会で審議されたもので、１１月１５日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

議案書の３６ページから４４ページをご覧ください。

報告第８号「農地に該当しない土地の台帳からの除外（非農地決定通知）について」は、農地が森林の様相を呈しているなど、農地を復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であって、農業的利用を図る条件整備が計画されていない土地について、農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外していくものです。

今年度より実施をスタートさせたものであり、今回、農業委員による確認により、１２１件について農地に該当しない旨の判断を行い、土地所有者６３名に、非農地決定通知書を送付し、法務局に対しては、遊休農地の非農地化の判断について通知してしました。

	報告案件につきましては以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ただいまの報告第１号から第８号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
長谷川委員	登記簿上、農地台帳上が共に山林であるにもかかわらず、なぜ非農地決定を行わなければいけないのでしょうか。
事務局	以前まで農地台帳上が畑であった場所を今回確認しに行ったところ、現況が山林の状態となっていたため、農地台帳上の情報も山林に修正し、非農地決定を行いました。
秋庭委員	同号について、その時は登記簿上では畑か山林のどちらだったのでしょうか。
事務局	登記簿上は記載の通り山林です。 登記簿は本人の申請があつて初めて変わっていくものでございます。
槇本委員	意見として、該当者に対して現況に至ってしまった理由を示して、事前に通知を出してもらいたいと思います。
事務局	事前に通知書を発出しておりまして、同意書を基本的には回答してもらう形をとっております。 ただ、同意書がない場合も非農地化の通知をしていくものとしております。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等ないようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。 以上をもちまして、令和元年度第９回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。 委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。
閉 会 （ 午前１１時３０分 ）	

